

朝日大学機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 この指針は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、朝日大学（以下「本学」という。）において運用する朝日大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、本学の教育・研究活動において作成された研究・教育資源等（以下「教育研究成果」という。）を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、教育研究成果を学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究及び教育活動の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用体制)

第3条 リポジトリの統括責任者は学長をもって充て、リポジトリの管理運用責任者を図書館長とし、運用体制は以下のとおりとする。

(1) 教育研究成果の収集支援と登録支援

学事部図書館事務課、学事部学事一課、学事部学事二課、総務部総務課

(2) リポジトリシステムの維持管理

学事部図書館事務課、総務部総務課、情報教育研究センター

(3) 運用指針に関する事務等

2 関係部署は、リポジトリの円滑な運用を図るため、必要な情報を共有し、協力するものとする。

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録する教育研究成果は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 登録者が単独又は他者と共同で作成した学術的に意義のあるもの。

(2) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。

(3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(4) 公開の許諾を得た著作物であること。

(5) 次のいずれかに該当すること。

ア 学内学術刊行物に掲載された学術論文

イ 学位授与論文（博士論文、修士論文）

ウ 博士学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

エ ア以外の冊子体又は電子的な学術雑誌に掲載された学術論文

オ 著書

- カ 科学研究費補助金による研究成果
- キ シラバス、講義資料、講演資料などの教育資料
- ク その他の資料（本学広報物、学会発表資料など）

（登録者）

第5条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する教職員
- (2) 本学に在籍する大学院生
- (3) 本学に在籍したことのある教職員及び大学院生
- (4) 本学から博士の学位を授与されたもの
- (5) その他学長が特に認めたもの

（登録の方針）

第6条 前条第1号に定める者が、在籍期間中に公表した学術情報等は、著作権等の理由によりリポジトリに登録できないものを除き、リポジトリに登録するものとする。

（登録手続）

第7条 リポジトリに、教育研究成果を登録する際は、別表に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

2 登録者からの教育研究成果の提供は、無償とする。

（教育研究成果の保存と公開）

第8条 本学は、次の方法により、教育研究成果を保存・公開することができる。

- (1) 当該教育研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を、不特定多数に無償で公開（送信）する。
- (3) 保存、利用環境の保持及びセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録された教育研究成果の複製・媒体変換及びバックアップを作成する。
- (4) 学内外で公開されている他のデータベースとの相互の連携を図るため、必要に応じメタデータ及びリンク情報を提供する。

（登録者の責任）

第9条 登録された教育研究成果の内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

2 リポジトリに登録された教育研究成果の公開あるいはその利用によって生じた登録者及び利用者のいかなる損害について、本学は一切その責任を負わないものとする。

(著作権・利用許諾)

第 10 条 著作権は、リポジトリに教育研究成果が登録された後も、著作権者に留保される。

- 2 登録する教育研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、当該登録者は第 8 条に定める保存と公開について無償で許諾する。
- 3 登録する教育研究成果の著作権が、登録者を含め複数の者に帰属する場合は、登録者は他の著作権者に対し、あらかじめ第 8 条に定める保存と公開について、無償で許諾することの同意を得なければならない。

(教育研究成果の修正・削除)

第 11 条 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育研究成果を修正あるいは削除することができる。

- (1) 登録者が修正または削除申請をした場合
 - (2) 学長が社会通念上その内容が著しく不適切と判断した場合
- 2 前項により教育研究成果を削除した場合は、登録者に削除した旨とその理由を通知するものとする。

附 則

この指針は、2014 年 9 月 18 日から施行する。